

子育て世帯臨時特例給付金 Q & A

1. 総論

- 問1. 子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」といいます。）の支給の実施に当たり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。
- 問2. 子育て臨時給付金の法的性格は何ですか。
- 問3. 基準日を平成 26 年 1 月 1 日としている理由は何ですか。また、支給決定日までに生まれた児童等は対象児童とはならないのですか。
- 問4. 支給対象者が児童手当受給者であるならば、子育て臨時給付金の申請を改めてしてもらわなくても、要件に該当する児童手当受給者に支給すればよいのではないのですか。
- 問5. 子育て臨時給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

2. 支給対象者・対象児童

- 問6. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生まれた児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。
- 問7. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に本邦へ入国した児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。
- 問8. 児童手当申請者で、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では書類不備により児童手当の認定保留中の者の取扱いはどうなりますか。
- 問9. 平成 25 年 12 月末に出生した児童について、その後、15 日を経過した後に児童手当の新規申請又は額改定申請がなされた場合、当該申請者は基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民基本台帳に記録されていますが、平成 26 年 1 月分の当該児童に係る児童手当の受給者とはならないため、当該申請者は支給対象外であり、当該申請者の児童は対象児童とならないと解してよいですか。
- 問10. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以降に、支給対象者（親等）や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て臨時給付金の取扱いはどうになりますか。
- ① 支給対象者が刑務所へ入所した場合。
 - ② 「生計を維持する程度の高い者」が変更となった場合。
 - ③ 対象児童が少年院や少年鑑別所に入った場合。

- 問11. 平成 26 年 1 月 2 日が転出予定日で、実際は平成 25 年 12 月中に転入した場合、児童手当の切り替え時期は転出予定日で取り扱っているため、平成 26 年 1 月分の児童手当の支給は転出前の市町村（A 市）からとなりますが、平成 26 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳の記録は転出先の市町村（B 市）となります。その場合の子育て臨時給付金の申請先はどちらになるのでしょうか。
- 問12. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では子育て臨時給付金の対象児童の要件を満たしていた者が、基準日より後に生活保護制度内で対応される被保護者となった場合は対象となりますか。
- 問13. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生活保護の保護停止中の世帯に属する児童について、その後、保護停止が解除された場合でも、子育て臨時給付金の対象になりますか。
- 問14. 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者に対しては、準備作業不要とされていますが、対象者がわからなければ、誤って支給することもあるため、誰が対象者かリストをいただけますか。

3. 広報関係

- 問15. 臨時福祉給付金の対象者は、子育て臨時給付金の対象児童とはならないとのことですが、臨時福祉給付金の対象者確定後に、申請勧奨を行う流れになるのですか。それとも、臨時福祉給付金の対象者の申請勧奨と並行して行う必要がありますか。
- 問16. 申請勧奨を行う際に平成 25 年 6 月の現況届が未提出である者の取扱いはどうすればよいですか。
- 問17. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨や支給要件等の周知はどのように行えばよいですか（特に基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以後に退職した者）。
- 問18. 子育て臨時給付金の支給要件等に関する周知について、全国統一的な広報資料は作成されますか。作成される場合、いつごろ示されますか。また、チラシについて国から例が示されますか。
- 問19. 国における広報は、どのような内容を予定していますか。

4. 申請受付、期限、手続関係

- 問20. 申請期間はどの時点をもって終了することになりますか。
- 問21. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者については、所属庁から基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点でその者が児童手当受給者であることなどの証明書を交付するとのことですが、当該証明書について、
- ① 誰に対して（証明書の交付の対象者）
 - ② 具体的にどのような事項を（証明事項）
 - ③ いつ頃（証明書の交付時期）
- 証明すればよいですか。

- 問22. 各所属庁で基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点における平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者へ証明書を発行することに代えて、当該所属庁における児童手当受給者情報（証明事項）をとりまとめ、当該受給者の住所地の市町村へ提供する取扱いとして差し支えないですか。
- 問23. 平成 26 年 2 月支払期の児童手当支払通知書を子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員に対する証明書として代用して差し支えありませんか。
- 問24. 所属庁から証明書を交付することとしていますが、所属庁とは具体的にどのような単位とすべきですか（証明者を誰にするべきですか）。
- 問25. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨に当たり、申請勧奨用のチラシのひな形などは国から示されますか。
- 問26. 市町村では公務員の児童手当受給者を把握していませんが、公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者に対する申請勧奨や申請書様式の送付はどのように行えばよいですか。
- 問27. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る方の申請書様式について、全国統一の様式を国から示す予定はありますか。
- 問28. 申請書は本人が記入すれば印鑑不要としてよろしいですか。
- 問29. 市町村の判断で支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。
- 問30. 児童手当受給者について、支給対象者の同意があれば、児童手当の支給口座へ振込を行うことはできますか。この場合、申請様式に口座振込を利用するに際して児童手当の振込口座を利用する旨を記載することにより、申請書の簡素化を図っても差し支えないですか。
- 問31. 支払日については市町村が任意に設定してよいですか。また審査が終わった者から随時支払いを行ってよいですか

5. 予算関係

- 問32. 今回の子育て臨時給付金について、20 年度の子育て応援特別手当同様、都道府県が国からの事務委任を受けて補助金の交付申請のとりまとめや支出事務を行うこととなりますが、都道府県が市町村分の予算を計上する必要はありますか。
- 問33. 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。
- 問34. 10/10 補助となっていますが、システム改修費や人件費についての上限はありますか。
- 問35. 市町村における事務費補助金の対象経費はどのようになりますか。
- 問36. 都道府県においてもシステム改修が必要となりますが対象経費としてよいでしょうか。
また、パソコンについても市町村と同様対象経費としてよいでしょうか。
- 問37. 市町村が所属する職員に対して行う証明書の発行に関連する経費も事務費の対象となりますか。また、市町村だけでなく都道府県も対象になりますか。
- 問38. 都道府県、市町村ともに対象とならないものはありますか。
- 問39. 児童手当と併せて広報・勧奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようなになりますか。
- 問40. 臨時福祉給付金と子育て臨時給付金で共通の事務に係る事務費補助金の申請方法はどのようなになりますか。

6. 臨時福祉給付金関係

- 問41. 臨時福祉給付金の支給該当者であるが、臨時福祉給付金の給付を望まない者については、子育て臨時給付金の対象児童としてよいですか。
- 問42. 臨時福祉給付金の支給対象者が当該給付金の申請をしておらず、子育て臨時給付金の申請をしている場合、臨時福祉給付金の申請勧奨をし、子育て臨時給付金は支給しないということによいですか。

7. その他

- 問43. 子育て臨時給付金は、課税の対象になりますか。

1. 総論

問1. 子育て世帯臨時特例給付金（以下「子育て臨時給付金」といいます。）の支給の実施に当たり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）で実施要綱を定める必要はありますか。その場合、国から例が示されますか。

（答）

- 円滑な支給事務を進めていく上で、市町村における事業の基本的な仕組み等を実施要綱等の形で定めることが適当であると考えます。なお、国より実施要綱（例）をお示しする予定ですので、各市町村において作成される際はご参考にしてください。

問2. 子育て臨時給付金の法的性格は何ですか。

（答）

- 法的性格は、民法上の贈与契約となります。

問3. 基準日を平成 26 年 1 月 1 日としている理由は何ですか。また、支給決定日までに生まれた児童等は対象児童とはならないのですか。

（答）

- 子育て臨時給付金は、臨時福祉給付金の対象となる児童には支給しないため、支給手続等に当たって混乱を生じないよう、臨時福祉給付金の基準日を踏まえ、平成 26 年 1 月 1 日と設定したものです。
- 基準日の翌日以後に生まれた児童については、支給の対象とはなりません。

問4. 支給対象者が児童手当受給者であるならば、子育て臨時給付金の申請を改めてしてもらわなくても、要件に該当する児童手当受給者に支給すればよいのではないですか。

（答）

- 本人の受領の意思を確認するため、子育て臨時給付金の支給においては申請をしていただく必要があります。

問5. 子育て臨時給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

（答）

- 子育て臨時給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。

2. 支給対象者・対象児童

問6. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生まれた児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。

（答）

- 基準日である平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童については、当該児童が平成 26 年 2 月分の児童手当（特例給付を含む。以下同じ。）の支給対象児童となっている場合は、子育て臨時給付金の支給の対象となります。
- ただし、当該児童が臨時福祉給付金又は生活保護制度内で対応される被保護者等である場合には、支給の対象とはなりません。
- これにより、平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童で、上記取扱いにより対象児童となる児童について、同年 2 月分の児童手当の受給者となった者は子育て臨時給付金の支給の対象となります。
- なお、平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。以下同じ。）の受給者であって、平成 26 年 1 月 1 日生まれである 2 人目以降の児童について、平成 26 年 2 月分の児童手当から増額改定された者についても、当該 2 人目以降の児童は子育て臨時給付金の支給の対象となります。

問7. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に本邦へ入国した児童の取扱いはどうなりますか。また、当該児童を養育する者の取扱いはどうなりますか。

（答）

- ご質問のケースの場合、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民基本台帳に記録されている児童であり、かつ、当該児童が平成 26 年 2 月分の児童手当の支給対象児童となっている場合は、子育て臨時給付金の支給の対象となります。
- ただし、当該児童が臨時福祉給付金又は生活保護制度内で対応される被保護者等である場合には、支給の対象とはなりません。
- これにより、基準日時点で住民基本台帳に記録されており、かつ、上記取扱いにより対象児童となる児童について平成 26 年 2 月分の児童手当の受給者となった者は子育て臨時給付金の支給の対象となります。

問8. 児童手当申請者で、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では書類不備により児童手当の認定保留中の者の取扱いはどうなりますか。

（答）

- 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で認定保留中の者について、その後不足書類が提出され、平成 26 年 1 月分の児童手当（平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童については、当該児童について、平成 26 年 2 月分の児童手当を含む。以下同じ。）が遡って支給された場合は、子育て臨時給付金の支給の対象となります。

問9. 平成 25 年 12 月末に出生した児童について、その後、15 日を経過した後に児童手当の新規申請又は額改定申請がなされた場合、当該申請者は基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民基本台帳に記録されていますが、平成 26 年 1 月分の当該児童に係る児童手当の受給者とはならないため、当該申請者は支給対象外であり、当該申請者の児童は対象児童とならないと解してよいですか。

（答）

- お見込みのとおりです。

問10. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以降に、支給対象者（親等）や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て臨時給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 支給対象者が刑務所へ入所した場合。
- ② 「生計を維持する程度の高い者」が変更となった場合。
- ③ 対象児童が少年院や少年鑑別所に入った場合。

（答）

<①について>

- 対象となります。

<②について>

- 例えば、平成 26 年 6 月の現況届において、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者よりもその配偶者の方が平成 25 年の所得が高いことが判明し、当該配偶者が「生計を維持する程度が高い者」として平成 26 年 6 月分からの児童手当の受給者となった場合であっても、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者が支給の対象となります。

<③について>

- 対象となります。

問11. 平成 26 年 1 月 2 日が転出予定日で、実際は平成 25 年 12 月中に転入した場合、児童手当の切り替え時期は転出予定日で取り扱っているため、平成 26 年 1 月分の児童手当の支給は転出前の市町村（A 市）からとなりますが、平成 26 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳の記録は転出先の市町村（B 市）となります。その場合の子育て臨時給付金の申請先はどちらになるのでしょうか。

（答）

- 子育て臨時給付金の申請先（支給の実施主体）は、原則として基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における住所地の市町村となります。したがって、ご質問のケースについては、B 市が申請先となります。
- このケースの場合、平成 26 年 1 月分の児童手当は A 市の支給、子育て臨時給付金は B 市の支給となるため、B 市での子育て臨時給付金の支給に当たっては、申請者の同月分の児童手当が支給されていたことを A 市に照会すること等により、支給要件を確認していただくこととなります。

問12. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点では子育て臨時給付金の対象児童の要件を満たしていた者が、基準日より後に生活保護制度内で対応される被保護者となった場合は対象となりますか。

（答）

- 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）において子育て臨時給付金の要件を満たしていた児童が、子育て臨時給付金の支給決定までの間に被保護者となった場合であっても、支給の対象となります。なお、支給された子育て臨時給付金は、生活保護制度内で収入認定されることになります。

問13. 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生活保護の保護停止中の世帯に属する児童について、その後、保護停止が解除された場合でも、子育て臨時給付金の対象になりますか。

（答）

- 基準日において子育て臨時給付金の要件を満たしていた児童が、子育て臨時給付金の支給決定までの間に保護停止が解除された場合であっても、支給の対象となります。なお、支給された子育て臨時給付金は、生活保護制度内で収入認定されることになります。

問14. 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者に対しては、準備作業不要とされていますが、対象者がわからなければ、誤って支給することもあるため、誰が対象者かリストをいただけますか。

（答）

- ご質問の受給者に対しては、都道府県及び国から、子育て臨時給付金の支給対象とならないことを事前に説明し、理解をいただくことにより対応するため、支給に当たり市町村に受給の有無を確認いただく必要はありません。

3. 広報関係

問15. 臨時福祉給付金の対象者は、子育て臨時給付金の対象児童とはならないとのことですが、臨時福祉給付金の対象者確定後に、申請勧奨を行う流れになるのですか。それとも、臨時福祉給付金の対象者の申請勧奨と並行して行う必要がありますか。

(答)

- 臨時福祉給付金の対象となる児童については、子育て臨時給付金の対象とはなりませんが、これは、臨時福祉給付金が実際に支給されたかどうかで判断するのではなく、臨時福祉給付金の支給要件に該当するかどうかによって判断することとなります。
- したがって、例えば、臨時福祉給付金の支給要件に該当する児童について子育て臨時給付金の申請がなされた場合、臨時福祉給付金の対象となる旨を教示し、その申請を勧奨するケースも想定されるため、両給付金の申請受付開始日は同時期に設定することが想定されます。
- このため、申請勧奨についても、並行して行うことが考えられます。

問16. 申請勧奨を行う際に平成 25 年 6 月の現況届が未提出である者の取扱いはどうすればよいですか。

(答)

- 平成 25 年 6 月の現況届が未提出の者であっても、現況届を提出し、遡って平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者となれば、子育て臨時給付金についても支給の対象となります。
- このため、このような者に対しては、現況届の提出を促す際に、併せて子育て臨時給付金について案内する方法が考えられます。

問17. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨や支給要件等の周知はどのように行えばよいですか（特に基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以後に退職した者）。

(答)

- 公務員に対する申請勧奨については、市町村においても、広報等による地域住民に対する一般的な申請勧奨を行っていただきますが、一義的に、平成 26 年 1 月分の児童手当を支給している所属庁が行うこととしています。
- したがって、基準日以後に退職した者についても、平成 26 年 1 月分の児童手当を支給していた所属庁からできる限り周知をしていただきたいと考えています。
- 国においても、このような者に留意した広報の実施に努めていきたいと考えています。

問18. 子育て臨時給付金の支給要件等に関する周知について、全国統一的な広報資料は作成されますか。作成される場合、いつごろ示されますか。また、チラシについて国から例が示されますか。

(答)

- 国においては、支給要件等の周知のための一般国民向け広報として、テレビCMや新聞広告等を行う予定であり、その一環として、全国統一的なポスターなどを作成する予定です。現在、一連の調達手続を行っており、来年度の早い段階でお配りする予定です。
- また、広報チラシ等については、3月には例をお示ししたいと考えています。

問19. 国における広報は、どのような内容を予定していますか。

(答)

- 国における広報は、現在のところ、以下の取組を予定しています。
 - ① 一般国民向け広報
 - ・ テレビCM
 - ・ 新聞広告
 - ・ インターネット広告
 - ・ ポスター及びリーフレットの作成・配布
 - ② 特設ホームページの開設
 - ③ コールセンターの設置

4. 申請受付、期限、手続関係

問20. 申請期間はどの時点をもって終了することになりますか。

(答)

- 申請受付開始日から3か月（最長で6か月）が経過した日をもって、申請期間は終了するものと考えています。なお、市町村が郵送・窓口受付など複数の方法により申請を受け付ける場合、いずれかの方法について最初に開始した日を申請開始日とし、それから3か月（最長で6か月）経った日をもっていずれの方法による受付も終了することとなります。
- なお、税務調査等により、子育て臨時給付金の支給対象者であることが判明した場合の取扱いについては検討中です。

問21. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者については、所属庁から基準日（平成26年1月1日）時点でその者が児童手当受給者であることなどの証明書を交付するとのことですが、当該証明書について、

- ① 誰に対して（証明書の交付の対象者）
- ② 具体的にどのような事項を（証明事項）
- ③ いつ頃（証明書の交付時期）

証明すればよいですか。

(答)

<①について>

- 証明書は子育て臨時給付金の支給対象となり得る職員本人に交付することとなります。
- なお、支給対象となり得る者とは、基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当の受給者となります。

<②について>

- 証明事項については、平成26年1月23日付当室事務連絡により、証明書様式を既にお示ししたところですが、以下のとおりとなります。

（受給者に係る証明事項）

氏名、性別、生年月日、住所、配偶者の有無、配偶者の氏名、児童手当の支給区分（児童手当か特例給付か）及び児童手当支払金融機関

（対象児童に係る証明事項）

氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別及び住所又は住所地の市町村名

- なお、証明書様式に代えて、各所属庁で保有する「児童手当・特例給付受給者台帳」（児童手当受給者ごとに作成した台帳）の表面の写しを活用して証明することも可能となります。

<③について>

- 証明書の交付時期は、各所属庁において準備ができ次第の交付としますが、基本的に基準日時点の所属庁が証明書を交付することとなるため、一般的に4月異動が多いこと等を考慮すると、平成25年度内に交付することが望ましいと考えます。

問22. 各所属庁で基準日（平成26年1月1日）時点における平成26年1月分の児童手当の受給者へ証明書を発行することに代えて、当該所属庁における児童手当受給者情報（証明事項）をとりまとめ、当該受給者の住所地の市町村へ提供する取扱いとして差し支えないですか。

（答）

- 市町村職員のうち、当該職員が勤務する市町村と当該職員の基準日時点の住所地が一致する者については、同一市町村内での処理であるため、当該市町村の証明書交付事務担当部署は子育て臨時給付金担当部署と調整の上、それらの者の基準日時点の平成26年1月分の児童手当の受給状況（証明事項）の一覧を作成し、当該市町村の子育て臨時給付金担当部署へ情報提供することにより、一覧に掲載された職員本人に対する証明書交付を省略する取扱いで差し支えないものとします。
- 国家公務員、都道府県職員及び市町村職員のうち当該職員が勤務する市町村と当該職員の基準日時点の住所地の市町村が一致しない者についてはこのような取扱いはしないものとします（所属庁により証明書交付方式を採る場合と一覧作成方式を採る場合でばらつきがあった場合、市町村の支給事務に混乱を来す恐れがあるため）。
- なお、一覧作成方式を採った場合であっても、公務員の児童手当受給者本人による市町村への支給申請は必要となります。

問23. 平成26年2月支払期の児童手当支払通知書を子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員に対する証明書として代用して差し支えありませんか。

（答）

- 児童手当支払通知書の内容では、証明事項を網羅できないため、証明は問21の取扱いにより実施することとし、ご質問のような取扱いはできないこととします。

問24. 所属庁から証明書を交付することとしていますが、所属庁とは具体的にどのような単位とすべきですか（証明者を誰にするべきですか）。

（答）

- 証明書による証明は、児童手当の認定権者単位で行うこととします。認定権限を委任している場合は、委任を受けている者が証明することとなります。

問25. 公務員に対する子育て臨時給付金の申請勧奨に当たり、申請勧奨用のチラシのひな形などは国から示されますか。

(答)

- 子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員の児童手当の受給者に対し周知すべき内容については、平成26年1月23日付当室事務連絡によりお示ししたところですが、これらの周知事項を記載した所属職員への周知用資料のひな形については追ってお示しする予定です。

問26. 市町村では公務員の児童手当受給者を把握していませんが、公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る者に対する申請勧奨や申請書様式の送付はどのように行えばよいですか。

(答)

- 市町村においては、広報等により地域住民に対して一般的な申請勧奨を行っていただきますが、子育て臨時給付金の支給対象となり得る公務員の児童手当の受給者に対する個別の申請勧奨は困難であることから、公務員については、一義的に所属庁において申請勧奨を行うこととなります。

問27. 公務員で子育て臨時給付金の支給対象となり得る方の申請書様式について、全国統一の様式を国から示す予定はありますか。

(答)

- 公務員については、全国統一の様式を追って国からお示しし、その様式により申請していただく取扱いを予定しています。

問28. 申請書は本人が記入すれば印鑑不要としてよろしいですか。

(答)

- 本人署名により記名押印に代える取扱いを予定しています。

問29. 市町村の判断で支給方法を口座振込に限定することは可能ですか。

(答)

- 差し支えありませんが、本制度の趣旨に鑑み、金融口座を持っていない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、振込による受給が困難な住民の方への支給にも対応していただく必要があるものと考えています。

問30. 児童手当受給者について、支給対象者の同意があれば、児童手当の支給口座へ振込を行うことはできますか。この場合、申請様式に口座振込を利用するに際して児童手当の振込口座を利用する旨を記載することにより、申請書の簡素化を図っても差し支えないですか。

(答)

- 申請様式例は追ってお示しいたしますが、ご照会の趣旨を反映させたものとなるよう検討しています。

問31. 支払日については市町村が任意に設定してよいですか。また審査が終わった者から随時支払を行ってよいですか

(答)

○ 差し支えありません。

5. 予算関係

問32. 今回の子育て臨時給付金について、20年度の子育て応援特別手当同様、都道府県が国からの事務委任を受けて補助金の交付申請のとりまとめや支出事務を行うこととなりますが、都道府県が市町村分の予算を計上する必要はありますか。

(答)

- 都道府県におかれましては、補助金の交付申請のとりまとめ等をお願いすることとなりますが、管内市町村分の予算を計上する必要はありません。

問33. 自治体の予算科目について、節の区分はどのようにすればよいですか。

(答)

- 子育て臨時給付金の支給は国庫補助事業として実施していることから市町村において適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出計上を行う必要があります。一般論として、地方自治法施行規則別記の歳出予算に係る節の区分（第15条関係）第19節「負担金、補助及び交付金」が適切であると考えます。

問34. 10/10補助となっていますが、システム改修費や人件費についての上限はありますか。

(答)

- 上限額は設けません。なお、事務費の総額については、平成25年12月26日当室事務連絡（予算関係）で目安額を示しておりますので、そちらを参考に予算計上をしてください。

問35. 市町村における事務費補助金の対象経費はどのようになりますか。

(答)

- 正規職員の時間外手当、非常勤職員の雇用費用、システム改修費、口座振込手数料、庁舎外事務所等の賃借料及び光熱費、パソコンのレンタル（又はリース）、電話設置等のLAN及び電話回線工事及び撤去費、郵送申請のための返信用封筒及び郵送料、全国説明会等出席のための旅費、業者への委託費、消耗品などが対象となります。

問36. 都道府県においてもシステム改修が必要となりますが対象経費としてよいでしょうか。

また、パソコンについても市町村と同様対象経費としてよいでしょうか。

(答)

- 都道府県についても改修が必要となる場合は対象とします。また、パソコンについても市町村と同様対象とします。

問37. 市町村が所属する職員に対して行う証明書の発行に関連する経費も事務費の対象となりますか。また、市町村だけでなく都道府県も対象になりますか。

(答)

- 都道府県、市町村が行う証明書発行業務に係る経費は、対象となります。

問38. 都道府県、市町村ともに対象とならないものはありますか。

(答)

- 正規職員の俸給、備品（パソコン等）の購入は対象外です。なお備品はレンタル（又はリース）であれば対象とします。

問39. 児童手当と併せて広報・勧奨・郵送・申請受付を行った場合の事務費の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 例えば、申請書を児童手当の現況届に同封して対象者に送付する場合、併せて行うことにより追加で発生した経費が事務費の対象となります。

問40. 臨時福祉給付金と子育て臨時給付金で共通の事務に係る事務費補助金の申請方法はどのようになりますか。

(答)

- 合理的な算出方法でそれぞれの経費を按分のうえ申請願います。例えば、経費の内容によっては、それぞれの給付金に係る対象人数で按分する等の方法が考えられます。

6. 臨時福祉給付金関係

問41. 臨時福祉給付金の支給該当者であるが、臨時福祉給付金の給付を望まない者については、子育て臨時給付金の対象児童としてよいですか。

(答)

- 臨時福祉給付金の対象者は、子育て臨時給付金の対象児童から除かれることとなっており、このため、本人の希望の有無にかかわらず、臨時福祉給付金の対象者に該当する者を子育て臨時給付金の対象児童とすることはできません。

問42. 臨時福祉給付金の支給対象者が当該給付金の申請をしておらず、子育て臨時給付金の申請をしている場合、臨時福祉給付金の申請勧奨をし、子育て臨時給付金は支給しないということによいですか。

(答)

- 差し支えありません。

7. その他

問43. 子育て臨時給付金は、課税の対象になりますか。

(答)

- 平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、子育て臨時給付金については、所得税・個人住民税を課さないこととされています。